



# 経済産業省における法令適用事前確認手続「(日本版 ノーアクションレター制度)の概要



照会 照会書を窓口課室に提出する。

(必要に応じて)補正



経済産業省の窓口課室

窓口となる各法令の規定の担当課室は、ホームページにて公表される。

回答：  
回答 原則として照会を受けてから30日以内に回答する。30日以内に回答できない場合は、その理由と回答時期を通知する。  
回答することができない旨の通知 回答できない場合の要件に合致する場合は、回答できない旨の通知を行う

公表 回答後、原則として30日以内に経済産業省ホームページにおいて、事後的に照会内容及び回答内容を公表

民間事業者等であって自ら行おうとする事業活動について照会しようとする場合、以下の全ての要件を備える必要がある。

### < 資格要件 >

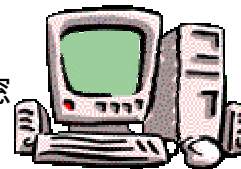
将来照会者自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実を示すこと。

適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項を特定すること。

当該法令(条項)の規定の適用対象となるかどうかについて、照会者又はその代理人の見解及びその結論を導き出す論拠を示していること。

照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していること。

事前に照会の対象となる法令の規定を特定し、その窓口課室を確認する。



経済産業省ホームページ

その他の事業者



ホームページで確認することにより、類似の事案の法的リスクを予見することが可能。